

政策目標 5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進

1. 政策目標の内容

自由貿易の推進は我が国の対外経済政策の柱であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場であること、「日本再興戦略」においては「経済連携の推進」が成長戦略の重要な柱の一つとして位置付けられており、特にTPP（環太平洋パートナーシップ）（用語集P248参照）については、第186回国会総理大臣施政方針演説においても取り上げられていること、更に、税関分野における貿易円滑化は日本企業の海外展開を支援することとなること等から、この目標を「重点目標」として設定しています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関）（用語集 P248 参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。

また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、ASEAN（東南アジア諸国連合）（用語集 P245 参照）を中心とするアジアに切れ目のない市場を創出し、成長著しいアジア諸国の需要を取り込むことなどにより、我が国経済の成長力を強化していく観点から、ADB（アジア開発銀行）、JICA（国際協力機構）、及びWCO（世界税関機構）（用語集 P248 参照）との連携を戦略的支柱にして、アジアにおける貿易円滑化を積極的に推進し、具体的な成果を追求していきます。

さらに、現在、WCO等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集 P245 参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化等を図ることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における手続等の国際的調和の推進に積極的に取り組みます。

2. 評価の概要

(1) 政策の評価

「S 目標達成」

(2) 施策の評価

○ 政5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

「S 目標達成」

〔定性的な測定指標の達成度〕

・〔主要〕 政5-2-1-B-1 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 「○」

○ 政5-2-2:税関分野における貿易円滑化の推進

「s 目標達成」

〔定量的な測定指標の達成度〕

・〔主要〕 政5-2-2-A-1 税関相互支援協定等の締結数 「○」

〔定量的な測定指標の達成度〕

・政5-2-2-B-1 税関分野における貿易円滑化の推進 「○」

(注) 評定の詳細については、政策評価書の「評定の理由」等をご参照ください。

3. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

○ 政5-2-1 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

① WTOにおける取組

平成13年に開始されたWTOドーハ・ラウンド交渉（用語集P244参照）については、全体として合意に至ることが容易でない状況が続いていましたが、平成25年12月に開催された第9回WTO閣僚会議において、交渉対象分野の一部（貿易円滑化、農業分野の一部、開発）に関する合意である「バリ・パッケージ」が妥結しました。このうち貿易円滑化については、平成26年11月のWTO一般理時会における「貿易円滑化協定に関する改正議定書」の採択に財務省は貢献しました。今後、3分の2以上の加盟国が受諾した時点で本協定は発効することになり、日本を含む各加盟国は受諾手続を進めることが求められています。各WTO加盟国がこの協定を実施することにより、貿易規則の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等を通じて世界的な貿易の拡大に向けた大きな効果が期待できます。

② 経済連携の推進に係る取組

経済連携の推進については、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）において、TPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）（用語集P247参照）、日中韓FTA、日EU・EPA等に同時並行的に取り組むことにより、貿易のFTA比率を現在の19%から、2018年までに70%に高めることとされました。

こうした政府全体としての方針を踏まえ、平成26年度においては、12月に日トルコEPAの交渉を開始しました。また、平成25年度以前に交渉開始していたEPAのうち、日豪EPAは1月に発効、日モンゴルEPAは2月に署名し、TPP、RCEP、日中韓FTA及びカナダ、コロンビア、EUとのEPAについては、交渉会合等を開催しました。

財務省としては、一連の交渉において我が国としての国益を実現するため、当省所管物品等の関税交渉、及び、関税制度等の当省が所管する制度等の議論を通じて交渉に貢献しました。

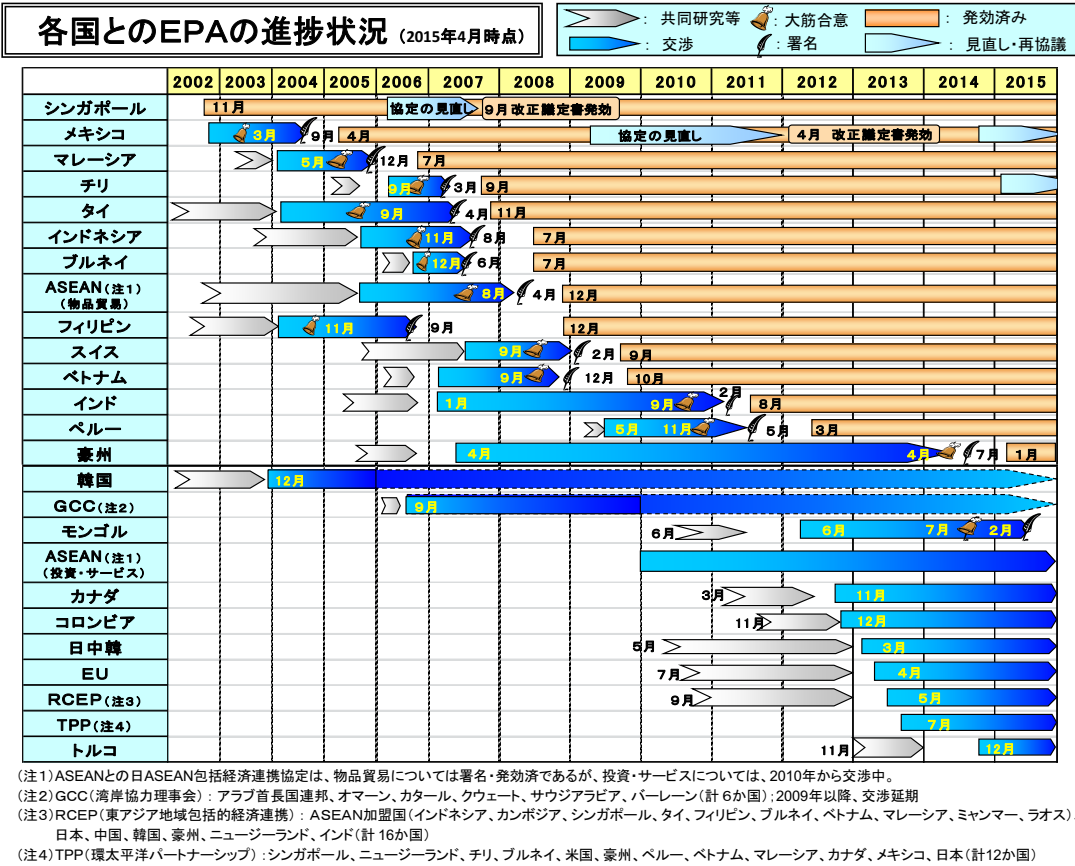
平成26年度における各EPAの主な交渉実績は以下のとおりです。

○ 日豪EPA

平成26年7月に署名、平成27年1月に発効。

- 日モンゴルEPA
平成27年2月に署名。
- 日カナダEPA
計2回の交渉会合（第6回～第7回）を開催。
- 日コロンビアEPA
計6回の交渉会合（第5回～第10回）を開催。
- 日中韓FTA
計2回の交渉会合（第5回～第6回）を開催。
- 日EU・EPA
計4回の交渉会合（第6回～第9回）を開催。
- RCEP
閣僚会合及び計4回の交渉会合（第4回～第7回）を開催。
- 環太平洋パートナーシップ（TPP）
妥結に向けて交渉を継続。
- 日トルコEPA
第1回交渉会合を開催。

（参考）各国との経済連携の進捗状況（平成27年4月現在）



(出所) 関税局参事官室（国際交渉担当）・経済連携室調

○ 政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

① アジアにおける税関行政の近代化の取組

途上国の税関行政の近代化を通じて国際貿易の円滑化を推進し、貿易ビジネス環境の改善を図るために、ASEAN諸国を中心に、関税分類、関税評価、原産地規則、事後調査、リスク管理、通関システム、AEO制度等の貿易円滑化に資する分野において、相手国税関の支援ニーズを的確に把握した上で、受入研修及び短期専門家派遣等により、きめ細かな技術協力を実施しました。その成果についても、定期的な検証を行い、技術協力の計画・内容に反映しました。

特に、日本の優れた通関システムであるNACCS（用語集P247参照）をベースとした通関システムの導入に向けた支援については、ベトナムにおいて、平成26年4月からシステム運用を段階的に開始し、同年6月末に全国展開を完了しました。引き続き、円滑な運用のための支援を行っています。ミャンマーでは、平成27年中のシステム構築完了、平成28年中の運用開始に向けて引き続き支援を実施しています。。

② WCO等国際機関における取組

税関手続の国際的調和・簡素化を通じた貿易円滑化及び税関分野での国際貿易の安全確保を図るため、途上国の税関当局に対する技術協力を通して、「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）」（平成18年2月発効）（用語集P239参照）の加入を促進し、また、「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択）（用語集P240参照）の実施を支援しました。特に、貿易円滑化の推進については、WCOがこれまでに作成した条約・ガイドライン等を体系的に整理し、政策パッケージとしてまとめた「経済競争力パッケージ（ECP）」に関する行動計画をもとに、貿易円滑化の推進を通じた経済成長への取組みを一層進めました。その過程において、最近の経済社会情勢を踏まえ適当と判断される内容が国際標準として反映されるよう、引き続き、WCOにおける各種国際標準の策定に関する議論にも積極的に参加しました。

さらに、WTO貿易円滑化協定の交渉妥結を受け、WCOにおいては、同協定の効果的な実施に向けた取組を推進しており、日本もこの取組を支持しました。平成26年9月及び平成27年2月に開催されたWCOのWTO貿易円滑化協定に関する作業部会においては、これまでの経験を各国と共有したほか、同協定を推進するための途上国向けの支援活動等に関する議論にも積極的に貢献しました。

また、知的財産侵害物品（用語集P243参照）に関する、WCOにおける議論に積極的に参加したほか、不正薬物に関して、WCOが実施する取締協働オペレーションに参加するなど、社会悪物品の水際取締りの国際的な強化にも貢献しました。

③ 地域協力の枠組みにおける取組

APECにおいては、税関手続の調和・簡素化を目的とする18項目の共同行動計画のうち、我が国が主導するシングルウィンドウ（用語集P242参照）の構築、知的財産侵害物品

の水際取締り等について、進捗状況の調査及び評価・分析並びに今後の活動についての提言を行いました。特に、知的財産侵害物品の水際取締りの強化については、途上国税関の能力構築支援等を目的としたワークショップを開催し、APECメンバー、権利者、国際機関の間で活発な議論や経験共有が行われました。これらの取組を通じてアジア太平洋地域における貿易円滑化の推進に貢献しました。

ASEM（用語集P246参照）においては、平成25年開催の関税局長・長官会合で合意された、2年間（2014－2015）の優先活動項目のうち、我が国が担当する「AEO制度を主とするサプライチェーン・セキュリティ」に係る作業計画の下、欧州委員会及びポーランドと協力して、評価・分析のために各国の現状調査を行う等、アジア・欧州間の税関協力を貢献しました。

④ E P Aにおける取組

交渉中のE P A（用語集P246参照）において税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力を推進するための規定を盛り込むよう積極的に取り組みました。

⑤ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換に積極的に取り組みました。また、政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定（用語集P242参照））の締結にも積極的に取り組みました。また、E P A交渉中の国について、双方のニーズ・権限等を踏まえ、税関の相互支援に係る規定をE P Aに盛り込む取組も実施しました。

平成26年度においては、平成26年12月にドイツとの間で税関相互支援に係る政府間協定を締結しました。また、平成27年1月に締結された豪州とのE P A及び同2月に署名されたモンゴルとのE P Aには、水際取締りのための情報交換を含む税関の相互支援に係る規定が盛り込まれています。

定量的な測定指標 政5-2-2-A-1 税関相互支援協定等の締結数 （単位：国・地域）

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値
締結数	22	24	26	28	増加

（出所）関税局参事官室（国際交渉担当）調

（注1）各年度末における累計。

（注2）締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているE P Aを計上。

(参考) 税関相互支援協定等の現状 (平成27年4月現在)

署名・発効済 (28か国・地域)	○EPA関連 (注) (12か国) シンガポール (2002年11月)、マレーシア (2006年7月)、 タイ (2007年11月)、インドネシア (2008年7月)、 ブルネイ (2008年7月)、フィリピン (2008年12月)、 スイス (2009年9月)、ベトナム (2009年10月)、 インド (2011年8月)、ペルー (2012年3月)、 オーストラリア (2015年1月)、モンゴル (2015年2月署名) ○政府間協定 (10か国・地域) 米国 (1997年6月)、韓国 (2004年12月)、中国 (2006年4月)、 EU (2008年2月)、ロシア (2009年5月)、 オランダ (2010年3月)、イタリア (2012年4月)、 南アフリカ (2012年7月)、スペイン (2013年10月署名)、 ドイツ (2014年12月) ○税関当局間取決め (7か国・地域) オーストラリア (2003年6月)、 ニュージーランド (2004年4月 2014年6月改訂)、 カナダ (2005年6月)、香港 (2008年1月)、 マカオ (2008年9月)、フランス (2012年6月)、 英国 (2013年6月)
---------------------	--

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調

(注) EPAの条文の中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの。